



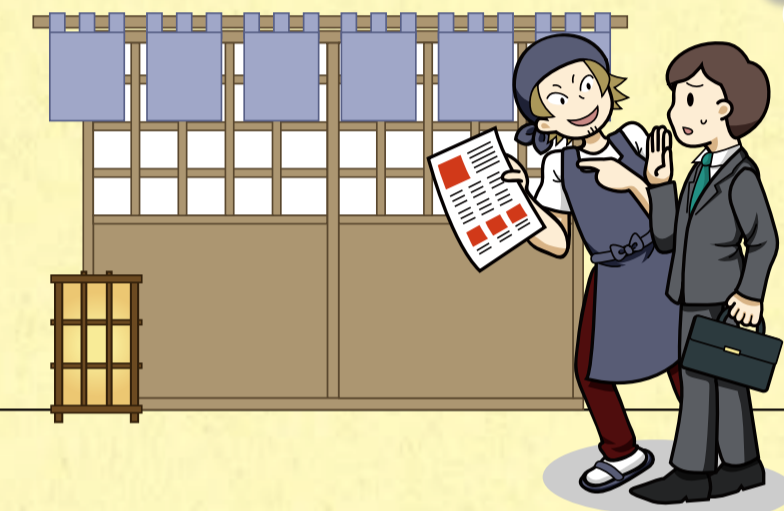
# No! 客引き・スカウト行為

10月1日  
施行

## ①客引き行為

(不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為)

- ・居酒屋、カラオケ店、キャバクラ、ファッションヘルス、児童に対する物品販売等が対象



## ②勧誘行為 (路上スカウト)



- ・キャバクラ、ファッションヘルスでの勤務、アダルトビデオへの出演等の勧誘

## ③客待ち・勧誘待ち行為



- ・上記①または②の行為を行う目的で、相手方を待つこと



事業者に対しては、客引き行為または勧誘行為を用いた営業を禁止します。

# 客引き行為等の防止に関する条例



## 客引き行為等防止特定地区 (上野2・4・6丁目)

区内の路上等公共の場所において、区民等に不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止するため、「台東区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」を制定しました。

条例施行後は、地域や警察との連携をさらに強化し、客引き行為等への指導を行っていきます。



▲客引き行為等防止キャンペーン

区内で特に客引き行為等が多く、対策の必要がある地域を「特定地区」(左図赤枠内)として指定します。

●特定地区内での指導を行います  
特定地区内で禁止行為を行った者は、①区職員 ②客引き行為等防止推進員(町会・商店会等の方) ③客引き行為等防止指導員(区の警備業務委託)から指導されます。

●指導に従わないときは  
指導に従わない者には、区職員が警告・勧告を行い、勧告に従わない悪質な場合は、氏名・住所・店舗名等の公表・5万円以下の過料を科します。

問合せ 生活安全推進課 ☎ (5246) 1044